令和3年第1回北海道議会定例会(予特)開催状況

開催年月日質問者 者

令和3年3月18日(木)

 日本共産党 農政部次長 農業経営局長 農政課長 農産振興課長
 真下 中島 村田 萬美子 山口 和海 野口
 紅子 本海 野口

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

二 農業分野でのジェンダー平等の取組について

ジェンダー平等について伺います。「女性の活躍推進」を謳うわが国は、女性の地位を示す世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数が、世界153カ国中121位という惨憺たる状況でありまして、先進国の中でも最低位にあります。

(一) ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する認識について

ジェンダーに関する共通認識を持つために、質問の前提として、ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する認識をはじめに伺いたいと思います。

(二) 農政部職員の女性幹部登用状況について

課長の答弁だけでなく、皆さんお聞きになったと思うので、認識は共通になったのかと思います。やはりそのためには、リスペクトと相互理解が非常に重要なんだと考えております。さて、意思・政策決定過程のジェンダー平等の取組が遅れていることが、日本の課題となっております。

道は、係長以上で20%、課長級(以上)で10%以上と女性幹部職員登用の目標を定めておりますけれども、農政部における女性幹部職員の登用状況はどうか、職位ごとにお聞きをします。目標との比較も含めてお示し願います。

課長級以上が6名で目標値に達しているとのことなんですけれども、ワンブロックに1人の女性なのかなと思います。まだまだ足りなかなと思いますが、9つの部局で比較しますと、課長級以上では3番目、係長以上では6番目となっています。思ったよりも高かったかなと思います。

(農政課長)

ジェンダー平等などについてでありますが、ジェンダーは、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男女の別を指しますが、男女が平等に、家庭や地域、職場など、社会のあらゆる分野において、これまでの社会通念や慣習での性別意識にとらわれず、共に人権を尊重しつつ、多様な価値観を認め、個性と能力を十分に発揮できる社会の構築を図ることが重要と考えています。

また、リプロダクティブ・ヘルス・ライツは、「性と 生殖に関する健康と権利」でありますが、女性の生涯 にわたる健康の確保に向けて、妊娠、出産、中絶や、「子 どもを持つ、持たない」などを自らの責任で自由に決 定できる権利であり、女性が安心して社会生活を営む ための権利として、尊重されるべきものと認識をして おります。

(農政課長)

農政部の女性職員の登用状況についてでありますが、令和2年4月1日現在における職位別の女性職員数は、次長相当職は1名で、割合は9.1%、課長相当職は5名で、割合は11.4%、課長補佐相当職は4名で、割合は4.1%、係長相当職は21名で、割合は13.5%となっています。また、北海道特定事業主行動計画に関しましては、課長級以上の職位の者は6名で、職員に占める割合は10.5%と目標値に達しておりますが、係長級以上では31名、割合は10%と目標値の5割となっております。

(三) 農政部職員の育休取得状況について

女性の地域向上と格差の解消による男女平等の実 現に向けて、男女平等11年連続世界一のアイスラン ドのステファン・ヨハネソン次期駐日大使の発言 が、国際女性デーの8日、北海道新聞で報道されま した。ご覧になった方もいるかと思いますが、この 中で、大変興味深かったことがあります。それは、 アイスランドのジェンダー平等にとって、2000年に 父親の育休制度の導入が非常に重要だったと述べて いる点です。両親の育休が「育児は母親の役割」と いう偏見を取り除いたと発言されております。アイ スランドでは、政府が給与の8割を支給して、母、 父ともに6ヶ月の育休期間と、父母共有で6.週間と することで、男性の育休取得率が実に7割を超えた そうです。育児休暇、育児休業の取得によって、父 親が子育てにより責任をもつことで、親子とも幸せ を感じることができるということでした。非常に感 慨深く読ませていただきました。

そこで、農政部における職員の育休取得状況についてお聞きします。

また、大きな男女差があることをどう受け止め、 改善しようとしているのかも伺います。

極めて重要だという認識なんですけれども、なかなかそうなっていなくて、令和元年度に関して言えば、男性がゼロだということなんですね。やはり職場の理解というのがどうしても必要になります。

私は職員の代替配置というのは必要になると思いますので、知事に直接伺いたいと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

(四) 審議会等における委員構成について

山形県では、2020年3月31日現在、100ある審議会のうち女性委員が50%以上は84であって、1,222人の委員数のうち、641人が女性の委員で、女性登用率が51.5%になっていることがわかりました。

そこで、法律あるいは道の条例によって設置される審議会委員等に関して、委員会の位置付けと総委員数、女性委員数と比率はどうなっているのか、併せてお示し願います。

また、委員選任に当たってジェンダー平等の視点 というのは、どのように考慮されているのか伺いま す。

農政部所管では、比較的女性が登用されているか と思いますが、山形県知事は、女性が過半数で全く

問題ないと発言しておりますので、是非、向上に努

めていただきたいと思います。

(農政課長)

農政部職員の育児休暇等の取得についてでありますが、令和元年度における農政部職員の育児休暇と育児休業の取得状況は、女性職員の育児休暇が対象者4名のうち取得者は2名、育児休業が対象者1名で取得者も1名となっております。

また、男性職員については、育児休暇の対象者が14名、育児休業の対象者が7名で、いずれについても取得者はいない状況でございます。

男性職員にとっても出生時に子どもと過ごし、積極的に育児を行うことは、父親としての意識の醸成を助長し、その後の子育てへの考え方を形成する上で、極めて重要であると考えております。

このため、子育て支援に関する制度の趣旨や内容は もとより、子育て中の職員の事務分担の見直しや業務 への計画的な応援体制の構築について、各種研修を実 施し、職員の意識啓発を図るなど、職場全体で子育て に参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

(農政課長)

審議会の委員構成などについてでありますが、農政部では、条例に基づく知事の附属機関として、4つの審議会等を設置しております。

「北海道農業・農村振興審議会」では、農業・農村の振興に関する重要事項を調査審議いただいており、現在、15名の委員のうち、6名が女性委員で、構成比率は40パーセント、「北海道食の安全・安心委員会」では、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議いただいており、現在、15名の委員のうち、6名が女性委員で、構成比率は同じく40パーセントとなっております。

また、「北海道地方競馬運営委員会」では、地方競馬の執行に関し調査審議をいただいており、現在、10名の委員のうち、3名が女性委員で、構成比率は30パーセント、「北海道優良品種認定審議会」では、優良品種の認定について調査審議をいただいておりまして、現在、10名の委員のうち、2名が女性委員で、構成比率は20パーセントとなっております。

これらの審議会等の委員の任命に当たり、「第3次北海道男女平等参画基本計画」及び「女性の政策・方針決定参画促進要綱」を踏まえまして、女性委員の積極的な登用に努めているところでございます。

質 問 要 旨

(五) 北海道優良品種認定審議会における女性委員 について

農政部所管では比較的女性が登用されているかと 題ないと発言しておりますので、ぜひ向上に努めて いただきたいと思います。特に優良品種認定審議会 の委員だけが割合が低く、2割に留まっている理由 を伺いたいと思います。

やはり産業界と団体など、ジェンダー平等への意 識が変わっていくことが必要になってくるわけです。 道の働きかけによって意識啓発の一助となると思い ますので、今後もご尽力をお願いします。

(六) 農業委員会等の構成について

農業委員会などについても同様に伺いたいと思い 最適化推進委員では、105人中7人で7%に留まって いるわけです。女性が委員選任に適さない理由が何 かあるのかな、という風に考えているんですけど、 あまりないように思うんですけどね、性別における えて、どう取り組んでいくのか伺います。

そうしますとね、法に著しい偏りが生じないよう 配慮しなければならないと、性別についてもね、書 いてあるわけですから、今8%ということでしたら、 法に反してですね、やはり著しい偏りが生じている 状況だという風に考えております。

旭川市でも女性の農業委員が選任されておりまし て、大変あの、何て言いますか、視野が広がったと か、様々なことで大きな良い影響を与えているとい う風に聞いております。女性はこれまで経験が、十 分に経験することができませんでした。だから、経 験の場を作ることと合わせて周りの支援でね、大き く変わっていく可能性があると思いますので、その ことを申し上げておきたいと思います。

(農産振興課長)

答

北海道優良品種認定審議会の委員についてであります 思いますが、山形県知事は、女性が過半数で全く問┃が、本審議会は、「北海道主要農作物等の種子の生産に 関する条例」に基づき、米や麦、大豆等の品種について、 優良品種の認定や取消しを調査審議するために設置して おり、現在、委員として、学識経験者のほか、農業団体 の役職員、知見を有する消費者など10名を任命してお

要

旨

弁

これらの委員の選定に当たりましては、審議会の目的 を効果的に果たしていくことを前提として、「第3次男 女平等参画基本計画」を踏まえ、可能な限り女性の登用 に努めてまいりましたが、その割合は、ご指摘のとおり 2割に留まっており、これは、委員の選定をお願いした 農業団体や関係機関において、本審議会を担当されます 役職員がほとんど男性であったことが要因となっており ます。

(農業経営局長)

女性農業委員などについてでございますが、平成28年 ます。農業委員で2,305人中174人、8%、農地利用 4月に改正された「農業委員会等に関する法律」では、 市町村長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性 別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならな いと定めており、女性の登用は重要と認識しております。

道といたしましては、女性農業者が活躍できる環境の 差別的選任とは言えないのかどうかという風に考え┃整備に向けて、平成25年度から北海道農業会議などの関 るところです。今後、女性比率や世代間継承を踏ま┃係団体とともに、「北海道農業・農村パートナーシップ 推進連絡会議」を設置をし、技術や経営といった女性農 業者の資質の向上を図る各種研修などを実施しておりま

> さらに、現在策定中の「第6期北海道農業・農村振興 推進計画」においても、地域をリードする女性農業者の 育成を図るため、農業委員や農業協同組合役員への女性 登用などを一層推進することとしており、今後とも、市 町村や関係機関・団体等と連携し、女性人材の発掘や育 成に努めるとともに、地域への働きかけなどを通じて、 女性の農業委員などへの登用がさらに進むよう、取り組 んでまいります。以上でございます。

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

(七) 今後の取り組みについて

今後、女性委員の比率を向上していくことが非常 でいくのか伺います。

女性委員を含めた適切な人材の登用ということで すが、ジェンダーの観点を忘れずによろしくお願い したいというふうに思います。

(八) ミス北海道米等について

農業分野において、ミス北海道米、ミスSAKE (日本酒) など、「ミス」を冠にしたアンバサダー 献していると聞いておりますが、道は、承知をして おりますか。

先程ジェンダーについて課長答弁を聞いた後で今、 ミス北海道米ということを聞いて違和感を感じる様 になったでしょうか。どうでしょうか。

(九) ジェンダー平等社会の実現に向けた取り組み について

性別や婚姻の有無、外見や年齢による差別的問題と われても仕方ないんじゃないかと、このミスを冠にすること は。ミスコンを通していないとしても。北海道においては、 北海道のみならず、今後も様々な消費拡大キャンペーン むけ、取り組みを強化していく必要があるのではないかとえでございます。 考えますが、いかがですか。

ジェンダー平等の観点を踏まえと、お答えいただ いたので、注視していきます。

(農政部次長)

女性委員の登用についてでございますが、「北海道農 に重要になってきます。ただ、相当な努力をしてい┃業・農村振興審議会」及び「北海道食の安全・安心委員 く必要も同時にあるわけです。どのように取り組ん┃会┃などでは、農業政策の検討など、重要事項について ご審議をいただいており、専門的かつ広範囲で高度な知 識・経験等を踏まえた御意見をいただく必要があること から、委員には、市町村、大学や試験研究機関等の学識 経験者、業界団体など、多様な分野の方々に御就任いた だいているところでございます。

> 委員の任命に当たりましては、道の要綱も踏まえつつ、 審議会設置の目的が着実に達成できるよう、関係機関・ 団体等との調整を丁寧に行い、引き続き、女性委員も含 めた適切な人材の登用を図ってまいる考えでございま

(農産振興課長)

ミス北海道米などについてでありますが、ミス北海道 米は、北海道米販売拡大委員会が委託先を通じて選任し が活動していると承知しております。普及拡大に貢 たスタッフでありまして、北海道米の知名度の向上や販 売拡大を目的に、イベント、セミナーや児童の課外授業 での食育業務、SNSを活用した情報発信など北海道米のP R活動を行っていると承知しております。

> また、ミス日本酒については、「一般社団法人ミス日 本酒」が主催する選考会において、日本酒や日本文化の 魅力の発信役として選出され、日本酒に関わるイベント への出演や情報発信などを行っていると承知していま

(農政課長)

ジェンダー平等社会の実現に向けた取組についてでござ してとらえられており、国際社会が目標としているジェン「いますが、農政部では、これまでも、道の計画や要綱を踏ま ダー平等社会の実現に反している状況ではないかと言┃え、女性職員の着実な登用をはじめ、政策の目的に沿った |高度な知識や経験を有する多様な分野の人材活用などに 努めてきたところでございます。農政部といたしましては、引 き続き、意欲と能力の高い女性職員の積極的な登用はもとよ を展開するものと考えておりますし、職員登用、審議会委Ⅰり、審議会の設置や広報活動の目的などが着実に達成でき 員構成等の意思・政策決定過程においても、またこうし るよう、関係機関・団体等との調整を行いながら、ジェンダー た、広報活動においても、ジェンダー平等社会の実現に「平等の観点も踏まえ、適切な人材の登用を図ってまいる考